

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費						
	1	式				
表層掘削除去工						
	1	式				
床掘り 土砂 平均施工幅1m以上2m未満 切梁腹起式 障害有り	282	m3			P 1号	
大型土のう製作・設置 設置作業半径6m以下	535	袋			施 1号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	338	m3			P 2号	
土壌(汚染土)処理運搬 大型平車13t積載	45	台				
土壌(汚染土)処理費 フレコン解体処分費含む	535	t				
埋戻し(真砂土) 小規模	282	m3			B 1号	
仮設工 アルミ矢板設置・撤去	1	式			B 2号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設工 敷鉄板設置・撤去	1	式			B 3号	
掘削用立坑工 鋼製ケーシング 3000	1	式				
圧入掘削積込み工(掘削深H2 9.0m) 砂質土 N 30 呼び径3000	1.5	m			B 4号	
圧入掘削積込み工(掘削深H2 9.0m) 礫質土 N 30 呼び径3000	2.7	m			B 5号	
圧入掘削積込み工(掘削深H2 9.0m) 粘性土 5 N 30 呼び径3000	2.9	m			B 6号	
圧入掘削積込み工(掘削深H2 9.0m) 礫質土 N 30 呼び径3000	1	m			B 5号	
ケーシング溶接工 呼び径3000	3	箇所			B 7号	
ケーシング撤去工 呼び径3000 H=1400	1	箇所			B 8号	
圧入掘削設備 機械設置撤去工のみ	1	式			B 9号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
刃先製作取付費 呼び径3000	1	個				
鋼製ケーシング 呼び径3000 t=22mm	8.1	m				
仮設ケーシング損料 呼び径3000	1	式			B 10 号	
立坑水替 うわ水排水工	1	箇所			B 11 号	
水(汚染水)処理運搬 4t	1	台				
地下水処理 最終処分	2	t				
ノッチタンク底残渣処理 最終処分	2	t				
大型土のう製作・設置 設置作業半径6m以下	107	袋			施 1 号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	67	m3			P 2 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土壌(汚染土)処理運搬 大型平車13t積載	9	台				
土壌(汚染土)処理費 フレコン解体処分費含む	107	t				
埋戻し工(機械投入・タンバ締固め) バックホウ ｸﾗｰ型 0.45m3 真砂土	56	m3			B 12号	
スクラップ 鉄屑 特級A(H1)	2.3	t				
撤去・復旧工	1	式				
構造物撤去工	1	式				
仮囲い撤去工 既設杭引き抜き	30	m			B 13号	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	40	m			P 3号	
泥水運搬(昼間)(3tトラック、吸引積込含む) 運搬距離7.0km超え14.0km以下	1	m3				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
廃棄物処理費(中間処理) アスファルト切断時濁水	1	m3				
歩車道境界ブロック撤去 再利用	35.8	m			P 4号	
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策不要	0.4	m3			施 2号	
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 5.7km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	0.4	m3			P 5号	
産業廃棄物中間処理料コンクリート(無筋) (積算単価)久留米県土管内	0.4	m3				
舗装版破碎積込(小規模土工)	69	m2			P 6号	
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 4.5km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	3	m3			P 7号	
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)久留米県土管内	3	m3				
構造物復旧工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮囲い設置工 木杭打ち込み ワイヤロープ3段	30	m			B 14 号	
歩車道境界ブロック 再利用設置 養生工有 C種(180/210×300×600) 再生クラッシュ RC-40 18-8-20高炉60%	30.4	m			P 8 号	
歩車道境界ブロック 再利用設置 養生工有 C種(180/210×300×600) 切下部 再生クラッシュ RC-40 18-8-20高炉60%	1.8	m			P 9 号	
歩車道境界ブロック 再利用設置 養生工有 C種(180/210×300×600) 乗入部 再生クラッシュ RC-40 18-8-20高炉60%	3.6	m			P 10 号	
不陸整正 1mm以上3mm未満 再生粒度調整砕石 RM25	69	m2			P 11 号	
表層(歩道部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度ASJ(13) 平均幅員1.4m以上 プライムコート 締固密度2.20	69	m2			P 12 号	
発生土搬出用地整備工	1	式				
構造物撤去工	1	式				
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策不要	1	m3			施 2 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 5.7km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	1	m3			P 5 号	
産業廃棄物中間処理料コンクリート(無筋) (積算単価)久留米県土管内	1	m3				
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策不要	3	m3			施 3 号	
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 5.7km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	3	m3			P 13 号	
産業廃棄物中間処理料コンクリート(有筋) (積算単価)久留米県土管内	3	m3				
防護柵(横断・転落防止柵)撤去工 コンクリート建込 ビーム式 支柱間隔2m	15	m			施 4 号	
作業土工(1次施工)	1	式				
床掘り 土砂 小規模	70	m3			P 14 号	
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 3.5km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	70	m3			P 15 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
建設発生土処分料 第3種発生土	70	m3				
埋戻し 土砂 小規模 真砂土	38	m3			B 15号	
埋戻し 土砂 小規模 RC-40	77	m3			B 16号	
仮設工 敷鉄板設置・撤去	1	式			B 17号	
作業土工(2次施工)	1	式				
床掘り 土砂 小規模	80	m3			P 14号	
土砂等運搬 小規模 片ヶ村山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 3.5km以下 DID区間有 夕作損耗費(良好)含む	44	m3			P 15号	
建設発生土処分料 第3種発生土	44	m3				
埋戻し 土砂 小規模 流用土(真砂土)	32	m3			B 18号	

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
構造物復旧工	1	式				
床掘り 土砂 小規模	9	m3			P 14号	
土砂等運搬 小規模 トラック山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 3.5km以下 DID区間有 雑損耗費(良好)含む	9	m3			P 15号	
建設発生土処分料 第3種発生土	9	m3				
埋戻し 土砂 小規模 真砂土	7	m3			B 15号	
コンクリートブロック(空洞ブロック)積 390×190(B種)120mm H=600 金網柵設置含む	15	m			B 19号	
コンクリートブロック(空洞ブロック)積 390×190(B種)120mm H=1000	8.6	m			B 20号	
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員 B	138	人日			施 5号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員 B	6	人日			施 6 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
運搬費	1	式				
仮設材等の運搬(1車1回)往復 製品長12m以内 片道運搬距離4.7km 割増なし	3.8	t			施 18 号	
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込 現場 基地取卸	3.8	t			施 19 号	
仮設材等の運搬(1車1回)往復 基地積込 現場 基地取卸 敷鉄板	1	式			B 21 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材等の運搬(1車1回) 往復 基地積込 現場 基地取卸 アルミ矢板	1	式			B 22 号	
役務費	1	式				
役務費	1	式				
土地借上料 借上4ヶ月 宅地見込地・農地と同等 借上面積190m2	1	式			施 20 号	
技術管理費	1	式				
技術管理費	1	式				
清浄土分析 分析頻度 100m3/回 26項目	5	回				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

**御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壤入替業務委託
特記仕様書**

令和6年度

久留米市企業局

上下水道部 上水道整備課

作成：令和6年12月

特記仕様書

1. 適用	<p>(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。</p> <p>(2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水道実務必携(全国簡易水道協会) <input type="checkbox"/> 水道工事標準仕様書(日本水道協会) <input type="checkbox"/> 給水装置工事設計施工指針(久留米市企業局) ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) <input type="checkbox"/> 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) <input type="checkbox"/> 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部) ■ 久留米市公共下水道標準仕様書 <input type="checkbox"/> 下水道工事施工管理マニュアル ■ 道路土工指針 ■ コンクリート標準示方書
2. 共通事項	
①他業務との調整	<p><input type="checkbox"/> 近接の業務とは、常に十分な調整を図らねばならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の発注業務と調整を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 久留米市発注の業務 () <input type="checkbox"/> 久留米市企業局発注の業務 () <input type="checkbox"/> その他官公庁関係の業務(発注者) () <input type="checkbox"/> 九州電力発注の業務 <input type="checkbox"/> NTT発注の業務 <input type="checkbox"/> その他通信事業者の業務(企業名) () <input type="checkbox"/> その他の業務(発注者) ()
②事前調査	<p>■ 着工に先立ち、現地の状況、関連業務等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 着工前測量 () ■ 上空調査 (上空架空線) ■ 地下調査 (既設埋設管路の位置確認) <input type="checkbox"/> 影響調査 () <input type="checkbox"/> その他 ()
③本業務の制限	<p>■ 本業務の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施工内容 (掘削土砂の搬出方法に制限あり) <input type="checkbox"/> 施工時期 () ■ 施工時間 (土壌(汚染土)搬出等によるダンプトラックの出入り時間は9時～15時とすること) ■ その他 (土壌入替業務対象地の外周(業務範囲)に飛散防止柵を設置すること) <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p>※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。</p>
④週休2日に関する事項	<p>■ 週休2日の試行対象業務</p> <p>(1) 試行内容については、「久留米市週休2日試行業務(土木)実施要領」によること。ただし、第5条(間接業務費等の補正)については、当初設計時より計上している。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>
⑤遠隔臨場検査に関する事項	<p>遠隔臨場の試行対象業務</p> <p>(1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>

⑥情報共有システムに関する事項	<p>情報共有システムの試行対象業務</p> <p>(1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>								
⑦産業廃棄物の運搬・処分	<p>(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。</p> <p>(3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 ②処理施設搬入における施設名看板等を背景にした状況写真</p> <p>(4) 請負者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。</p> <p>(6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、請負者は濁水量を取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。</p> <p>(7) 請負者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。</p> <p>■ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により 「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム業務登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、業務完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p>								
⑧事後調査	<p><input type="checkbox"/> 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。</p> <p>下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 竣工時測量 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 上空復元報告 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 地下調査報告 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 影響調査報告 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>								
3. 土工									
①残土(建設発生土)処分	<p>■ 改良土プラント施設処分地の指定(下記)</p> <table border="1" data-bbox="501 1413 975 1518"> <thead> <tr> <th>処分地の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)案納工務店</td> <td>久留米市高良内町3895-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計の搬出先を上記に示す。 ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。 なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。 業務着手前までに「建設発生土処分地計画書」、業務完成後に「建設発生土処分地確認書」および「土砂受領書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、COBRIS対象業務は「受領書」もあわせて提出すること。</p> <p>■ 掘削土壌(汚染土)処分地の指定(下記)</p> <table border="1" data-bbox="501 1798 975 1904"> <thead> <tr> <th>処分地の所在地</th> <th>受入側の業務名又は事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市大正区南恩加島七丁目1番82号</td> <td>(株)ダイセキ環境ソリューション (大阪リサイクルセンター)</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計の搬出先を上記に示す。 ただし、指定先を変更する場合は、日本国内の承認施設より選定すること。 業務着手前までに「建設発生土処分地計画書」、業務完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 また、処分方法等については、監督職員の指示による。</p>	処分地の名称	所在地	(株)案納工務店	久留米市高良内町3895-2	処分地の所在地	受入側の業務名又は事業名	大阪市大正区南恩加島七丁目1番82号	(株)ダイセキ環境ソリューション (大阪リサイクルセンター)
処分地の名称	所在地								
(株)案納工務店	久留米市高良内町3895-2								
処分地の所在地	受入側の業務名又は事業名								
大阪市大正区南恩加島七丁目1番82号	(株)ダイセキ環境ソリューション (大阪リサイクルセンター)								

②埋戻し	<input checked="" type="checkbox"/> 材料指定有り <input type="checkbox"/> 再生利用土 () <input checked="" type="checkbox"/> 購入土(下記) <input type="checkbox"/> その他(下記)				
	材料名		条件		
	真砂土				
<input type="checkbox"/> 材料指定無し					
4. コンクリート工					
①生コンクリート仕様	<input type="checkbox"/> 下記仕様による				
	種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ	
<input checked="" type="checkbox"/> 一般仕様書による					
②セメントの指定	<input type="checkbox"/> 下記仕様による <input checked="" type="checkbox"/> 高炉セメントB種 <input type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 一般仕様書による				
③水:セメント比	<input checked="" type="checkbox"/> 水:セメント比に指定有り(鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートは60%以下とする。) <input type="checkbox"/> 水:セメント比は標準とする				
5. 基礎工					
①杭基礎	<input type="checkbox"/> 本業務において杭基礎有り				
	<input type="checkbox"/> 杭の許容支持力は下記による				
	施設名		支持力		
			KN/本		
			KN/本		
	<input type="checkbox"/> 試験杭の指定				
	施設名	本数	杭長	備考	
		監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断 2. 位置は監督職員と協議 3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ	
	試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。				
<input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> プレホーリング拡大根固め工法[建設大臣認定] <input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 載荷試験 <input type="checkbox"/> 要()本) <input type="checkbox"/> 不要					
<input type="checkbox"/> 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による					
<input checked="" type="checkbox"/> 本業務において杭基礎無し					
②直接基礎	<input type="checkbox"/> 本業務において直接基礎有り				
	<input type="checkbox"/> 載荷試験 要 試験法()				
	<input type="checkbox"/> 載荷試験 不要				
	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務において直接基礎無し				

6. 仮設工	<input checked="" type="checkbox"/> 指定仮設工法有り <input checked="" type="checkbox"/> 任意仮設工法有り (アルミ矢板設置・撤去 敷鉄板設置・撤去) <input type="checkbox"/> 本業務において仮設工無し								
①土留工	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務において土留工法有り <input checked="" type="checkbox"/> 一般仕様による 任意仮設(開削工法) <input checked="" type="checkbox"/> 指定工法 <table border="1" data-bbox="501 324 975 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 324 975 360">仮設材</th> <th data-bbox="979 324 1511 360">工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 360 975 396">ケーシング</td> <td data-bbox="979 360 1511 396">図面の通り</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 396 975 432"> </td> <td data-bbox="979 396 1511 432"> </td> </tr> </tbody> </table>	仮設材	工法	ケーシング	図面の通り				
仮設材	工法								
ケーシング	図面の通り								
②仮設物の存置	<input type="checkbox"/> 本業務において仮設物の存置有り <input type="checkbox"/> 本業務で施工する下記仮設物については、業務完成後も存置すること。 <table border="1" data-bbox="501 533 751 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 533 751 568">仮設物の内容</th> <th data-bbox="756 533 1511 568"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 568 751 607"> </td> <td data-bbox="756 568 1511 607"> </td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 本業務で使用する下記仮設物については、既に設置済みである。 <table border="1" data-bbox="501 674 751 748"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 674 751 710">仮設物の内容</th> <th data-bbox="756 674 1511 710"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 710 751 748"> </td> <td data-bbox="756 710 1511 748"> </td> </tr> </tbody> </table>	仮設物の内容				仮設物の内容			
仮設物の内容									
仮設物の内容									
③水替工	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務において水替工有り <input type="checkbox"/> 釜場排水 <input type="checkbox"/> ウェルポイント(設計図書による) <input type="checkbox"/> ディープウェル(設計図書による) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ポンプ運転)								
7. その他									
①付帯工	<input type="checkbox"/> 付帯工にあたり下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="501 1025 975 1133"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1025 975 1061">工種</th> <th data-bbox="979 1025 1511 1061">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1061 975 1097"> </td> <td data-bbox="979 1061 1511 1097"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1097 975 1133"> </td> <td data-bbox="979 1097 1511 1133"> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	指定事項						
工種	指定事項								
②材料規格指定について	<input checked="" type="checkbox"/> JIS規格 <input type="checkbox"/> JWWA規格(日本水道協会規格) <input type="checkbox"/> JDPAG規格(日本鋳鉄管協会規格) <input type="checkbox"/> PTC規格(配水用ポリエチレン協会規格) <input type="checkbox"/> 材料規格に下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="501 1339 975 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1339 975 1375">品名</th> <th data-bbox="979 1339 1511 1375">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1375 975 1411"> </td> <td data-bbox="979 1375 1511 1411"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1411 975 1447"> </td> <td data-bbox="979 1411 1511 1447"> </td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 指定事項無し	品名	備考						
品名	備考								
③本業務の注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務は御井小学校および良山中学校の正門から半径500m以内の通学路であり、登下校の時間帯は特に十分な安全対策を講じること。行事予定によっては、時間帯がずれる可能性もあるためその点も注意すること。 <input type="checkbox"/> 本業務は来客者用駐車場を保有する店舗の沿線を施工するため、出入口の確保を講じること。 <input type="checkbox"/> 本業務は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を施工するため、緊急車両の通行や迂回路の確保を講じること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務はケーシング機械の搬出入時が夜間業務のため周辺家屋等への環境対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 施設管理者(道路)等による本業務の注意事項 () <input type="checkbox"/> 本業務は概算数量設計のため別紙仕様書有り <input type="checkbox"/> ○○○の資材単価については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い特別調査が困難であったため、発注時は見積りにより○○○○○円(税抜き)と設定している。本資材単価については、契約後の特別調査の結果次第では設計変更の対象となる。								

- (1) 本業務は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および業務中止等の協議を行うため、受注者は、「設計変更協議会」の開催を求めることができる。
ただし、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前(工期が60日以下の業務については20日前)までに行なうものとする。
- (2) その他、本業務に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。
- (3) 現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。
- (4) 受注者は、本業務に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。
- (5) 代価表については、原則的に添付しない。

④交通誘導員

■ 交通誘導員有り

□ 指定路線での業務

(第1条)本業務は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者

(第2条)本業務における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者をいう。

■ 指定路線外での業務

(第1条)本業務は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。

配置箇所

■ 施工区間の前後

□ 交差点部

□ その他

(

)

□ 交通誘導員無し

交通誘導員については、原則設計計上しない。

8. 共通仮設費										
1) 運搬費	<input checked="" type="checkbox"/> 指定事項有り (アルミ矢板、支保材、仮設ケーシング) <input type="checkbox"/> 指定事項無し									
2) 準備費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し									
3) 事業損失防止施設費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し									
4) 安全費 業務標識、 保安施設標識	業務標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。									
5) 役務費	<input checked="" type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 借地 (汚染土の搬出車両駐車用地として、190m2の借地) <input type="checkbox"/> 電力 <input type="checkbox"/> 用水 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 指定事項無し									
6) 技術管理費	<input checked="" type="checkbox"/> 指定事項有り (清浄土分析 分析頻度 100m3/回 26項目) <input type="checkbox"/> 指定事項無し									
7) 営繕費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し									
8) 現場環境改善費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し									
9. 現場管理費										
支給品等	<input type="checkbox"/> 本業務において支給品等有り <input type="checkbox"/> 支給品等有り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <input checked="" type="checkbox"/> 支給品等無し	品名	場所	延長						
品名	場所	延長								
10. 検査										
① 中間検査	<input type="checkbox"/> 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 () <input type="checkbox"/> 随時検査 () <input type="checkbox"/> 材料検査 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
② 社内検査	<input checked="" type="checkbox"/> 業務完了後、社内検査を行い監督職員に下記書類を提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 社内検査合格書 <input checked="" type="checkbox"/> 数量対比表 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (社内検査状況写真)									

11. 提出書類等							
①施工計画書の提出について	<p>(1) 施工計画書の提出(当初請負額5000万円以上の場合) (2) 施工計画書(簡易版)の提出(当初請負額5000万円未満の場合) ただし、「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。 また、下記事項については、監督職員と協議し提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="502 327 1453 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 327 975 360">記載事項</th> <th data-bbox="979 327 1453 360">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 367 975 400"></td> <td data-bbox="979 367 1453 400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 407 975 432"></td> <td data-bbox="979 407 1453 432"></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	内容				
記載事項	内容						
②業務の一部を下請に出す場合	<p>①施工体制について 請負者は、下請業務がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。 また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。 なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。また、請負者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「業務関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。</p> <p>(1) すべての業務 …… 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※業務外注計画書・下請契約報告書の提出は不要</p>						
③安全訓練等の実施について	<p>安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については業務安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に業務打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</p>						
12. 追記事項							
①業務各種保険	<p>第三者保険の加入</p> <p>(1) 請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。 法定外の労災保険の付保</p> <p>(2) 請負者は業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、請負者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。</p>						
②公共事業各種調査等に対する協力	<p>(1) 公共事業各種調査の協力について 本業務が公共事業各種調査等の対象業務となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>(2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について 本業務が公共事業各種調査等の対象業務となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。</p> <p>(3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について 本業務の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け業務の受注者(当該下請け業務の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>						
③下請負人等の選定	<p>(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 業務材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p>						

④暴力団排除に関する事項	<p>請負者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。</p> <p>(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</p>						
⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項	<p>請負者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。</p> <p>(2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。</p>						
⑥暴力団等排除連携会議に関する事項	<p>予定価格1.5億円以上の業務及びその附帯業務並びに市長が必要と認めた業務(工場製作工程が主たる工程となる業務を除く)の請負者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)に加入しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、当該業務の下請人を連携会議に加入させなければならない。</p> <p>(3) 請負者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による業務現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="502 958 1391 1061"> <thead> <tr> <th>予定価格による設置基準</th> <th>会議形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務</td> <td>総会</td> </tr> <tr> <td>1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務</td> <td>研修会</td> </tr> </tbody> </table> <p>総会：元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議 研修会：元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議</p>	予定価格による設置基準	会議形態	5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	総会	1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	研修会
予定価格による設置基準	会議形態						
5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	総会						
1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	研修会						
⑦地域社会への貢献について	<p>請負者は、業務施工において自ら立案実施した地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、業務完了時まで提出することができる。</p>						
⑧熱中症対策に関する事項	<p>(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行業務の業務期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。</p> <p>(2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間業務の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p>(3) 工期とは、業務着手日から業務完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>(5) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>						

<p>⑨業務カルテの作成登録</p>	<p>受注者は、業務請負代金額が500万円以上の業務について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。 監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「業務実績データに登録の承諾」、「業務名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。 ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。</p> <p>○受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 ○変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 ○完成時：業務完成後（完成承認後）10日以内 ○訂正時：適宜</p> <p>※) 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。 ※) 変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、業務請負 <input type="checkbox"/> 代金のみの変更の場合は原則登録を必要としない。</p>
<p>⑩前払い</p>	<p>■ 本業務の契約は、2ヵ年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の業務完成の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。</p>
<p>⑪給水装置業務</p>	<p><input type="checkbox"/> 業務有り 給水装置業務主任技術者を水道法（昭和32年法律第177号）に従い配置すること。</p> <p>■ 業務無し</p>

契約に関する特記仕様書

(監理技術者の兼務)

1. 本業務において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の業務、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる業務の数は、本業務を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る業務であって、かつ、それぞれの業務の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の業務を一の業務とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる業務は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の業務でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 本市以外の機関が発注する業務との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する業務に該当することが受注時に予め判断される業務は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
4. 業務の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の業務現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

(専任を要する主任技術者の兼務)

請負代金が4,000万円以上の業務のうち、業務の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる業務又は施工にあたり相互に調整を要する業務で、かつ、業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設業務を管理することができる。

ただし、兼務する業務の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務、建築一式業務、電気業務、管業務、舗装業務であること。また、兼務する業務はいずれも同業種の場合に限る。

(現場代理人の兼務)

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する業務の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務、建築一式業務、電気業務、管業務、舗装業務であること。また、兼務する業務はいずれも同業種の場合に限る。
- ・兼務業務件数は2件までとし、業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の業務現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの業務現場の現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する業務の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務であること。
- ・業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の業務現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

(余裕期間)

- ・本業務の工期は、契約締結日の翌日から170日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
- ・余裕期間内は、原則として着工（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しないものとするが、監督職員との協議により着工することもできる。
- ・技術者の専任配置を要する業務については、着工日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・コリンズ登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日）までに行うこと。
- ・業務金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

(着工届)

- ・着工届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着工する場合には、その前日までに提出すること。
- ・工程表は、着工届と合わせて提出すること。
- ・工程表には、余裕期間を表示すること。

汚染土壌の入替に関する特記仕様書

令和 6年 12月

久留米市企業局上下水道部 上水道整備課

第1章 共通事項

第1条 適用

本特記仕様書は、久留米市企業局上下水道部上水道整備課が発注する、御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

第2条 目的

本業務は金属水銀により汚染された土壌を除去・処分し、良質な土壌へ入れ替えることを目的として実施するものである。

第3条 施工計画書の作成

施工計画書を作成する場合は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）の第5章「汚染の除去等の措置」や Appendix-24「汚染除去等計画、工事完了報告及び実施措置完了報告における記載事項並びに記載例」及び「土壌汚染対策法に基づく汚染除去等計画作成の手引き；令和3年8月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課」に準拠し、これまでに行った土壌汚染状況調査の結果（別紙：土壌汚染状況調査の結果一覧）を踏まえ、適切な施工計画を作成すること。

第4条 区域指定（土壌汚染対策法第14条関係）

対象地は土壌汚染対策法（以下「法」という。）第14条の届出の結果「形質変更時要届出区域」の区域指定を受けた土地である。

第5条 工事着手（法第12条関係）

対象地は「形質変更時要届出区域」であることから、着工の14日前までに法第12条の届け出を行うこと。

第6条 汚染土壌の搬出（法第16条関係）

対象地から汚染土壌を搬出する際は、搬出する14日前までに法第16条の届け出を行うこと。また、運搬基準、管理票、汚染土壌処理業者の選定など、汚染土壌の搬出においては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）令和6年4月」及び「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4.3版）令和6年4月 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室」を遵守すること。

第7条 作業や大型車両の出入に係る時間制限について

本業務を履行するにあたっては、以下のことを守らなければならない。

- ① 作業時間については、道路使用許可に準じることとする。
- ② 大型車両が作業場所に入出する時間については、午前9時から午後3時までとする。なお、御井小学校及び良山中学校の学校行事などによって登下校時間が変わる場合もあるため、監督職員と密に協議し、車両の出入時間の調整をすること。

第8条 作業員の安全対策

対象地は水銀及びその化合物の土壌汚染が発生している場所であるため、具体的な安全対策について施工計画書に記載すること。対策については、「技術者向け現場管理ハンドブックー安全編ー 令和6年10月 一般財団法人 土壌環境センター」を参考に作業員が暴露しないような対策を講じること。

第9条 疑義

土壌汚染の施工計画書作成時または施工準備施工中において、問題や疑義が生じた場合は、久留米市企業局を通じて、管轄行政機関である久留米市環境部環境保全課と協議を行いながら実施すること。

第2章 施工方法

第1条 汚染土壌の飛散対策

汚染土壌が周辺に飛散しないように、必要な対策を講じること。

第2条 対象地への出入等

本業務の履行にあたっては、以下のことを守らなければならない。

- ① 対象地への出入りや機材等の搬入搬出等により、汚染土壌が対象地外へ移動しないようにすること。
- ② 汚染土壌に触れた重機や汚染土壌収納土嚢等の容器について、隣接地への進入や仮置き等は絶対に行わないこと。
- ③ 汚染土壌の搬出にあたっては、汚染土壌収納土嚢容器に適切に梱包し、隣接地に停車した搬出用車両に直接積み込むこと。
- ④ 作業員等が対象地から対象地外に移動する場合は、保護具（使い捨てゴム手袋、使い捨てシューズカバー等）を脱ぐ等、汚染土壌の移動がおきないよう細心の注意を払うこと。
- ⑤ 対象地と隣接地との境界を明確にするため、目印を設置して作業を行うこと。

第3条 汚染土壌の運搬・処分

土壌汚染対策法をはじめ関連法令等に基づき汚染土壌を運搬・処分すること。また、当該汚染土壌の処理に係る管理表（マニフェスト）を監督職員に提示しなければならない。

第4条 地下水の処理

本業務の履行中に地下水が発生した場合は、監督職員に報告するとともに、側溝等には排出せず、適切に処理すること。

第5条 搬入土壌の品質

形質変更時要届出区域内への搬入土壌の品質については、搬出元である土取り場によって汚染がない証明書等を確認する必要があるため、久留米市企業局と協議して設定すること。

第6条 関係者以外の立入禁止

対象地及び借地をする隣接地への関係者以外の者の立入を防止するため、必要な対策を講じること。

土壌汚染状況調査の結果一覧

1 基準値超過まとめ

分析区分 (基準値)	<土対法14条申請の対象>					<土対法14条申請の対象“外” ※追加調査分>		
	建屋外部			建屋内部		建屋外部		
	A-1 西端	A-5 南側(建屋入口前)	A-6 南東側(ゴミステーション後方)	A-2 漏出地点近く	A-3 漏出地点直下	M-1 東側(A-3メッシュ内)	M-2 北側(A-3メッシュ内)	M-3 北側(A-2メッシュ内)
土壌 溶出量 (0.0005 mg/L)	◇表層で基準の約20倍	◇表層で基準の約15倍 ◇1.0mで基準の約8倍 ◇1.5mで基準の約8倍	◇表層で基準の約3倍	◇1.0mで基準の約9倍	◇1.5mで基準の約160倍 ◇2.0mで基準の約56倍 ◇3.0mで基準の約18倍 ◇7.0mで基準の約2倍	なし	◇表層で基準の2倍	◇表層で基準の1.6倍
土壌 含有量 (15 mg/kg)	なし	なし	なし	なし	◇1.5mで基準の約4倍 ◇2.0mで基準の約2倍	なし	なし	なし
地下水 (0.0005 mg/L)	なし	なし	なし	なし	◇基準の約12倍	なし	なし	なし

※土壌 溶出量について、第2溶出量基準は0.0005 mg/L

2 調査結果

※黄色網掛は基準値超過(赤字は第2溶出量基準値超過) ※「-」は定量下限値未満 ※斜線はサンプル採取なし

(1) 土壌汚染対策法14条申請の対象の調査

採取地点	<建屋 外部>											
	A-1 西端				A-5 南側(建屋入口前)				A-6 南東側(ゴミステーション後方)			
採取日	令和5年12月中旬				令和6年1月中旬～下旬				令和6年1月中旬～下旬			
採取物質	土壌		地下水(9.49m)		土壌		地下水(7.66m)		土壌		地下水(8.40m)	
【分析区分】	【溶出量】		【含有量】		【水質】		【溶出量】		【含有量】		【水質】	
分析物質	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀
表層	0.0097	-	0.9	-	0.0077	-	1.0	-	0.0014	-	0.1	-
1.0m	0.0002	-	-	-	0.0041	-	1.8	-	0.00013	-	-	-
1.5m	-	-	-	-	0.0040	-	-	-	-	-	-	-
2.0m	0.00005	-	-	-	0.00006	-	-	-	0.00005	-	-	-
3.0m	0.00009	-	-	-	0.00005	-	-	-	-	-	-	-
4.0m	0.00014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00005	-	-	-
8.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9.0m	-	-	-	-	0.00008	-	-	-	0.00028	-	-	-
10.0m	0.00006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

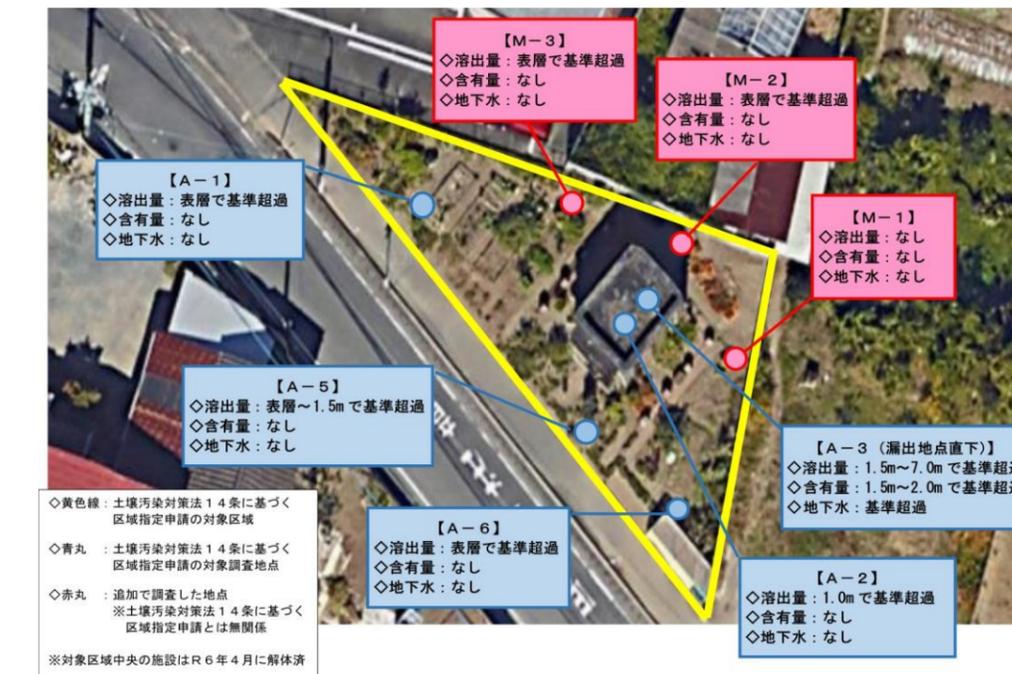
採取地点	<建屋 内部>											
	A-2 漏出地点近く					A-3 漏出地点直下						
採取日	令和6年4月中旬					令和6年4月中旬						
採取物質	土壌		地下水(7.40m)			土壌		地下水(6.70m)				
【分析区分】	【溶出量】		【含有量】			【水質】		【溶出量】		【含有量】		
分析物質	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物
表層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0m	0.0047	-	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.5m	-	-	-	-	-	-	-	0.080	-	62	-	-
2.0m	0.00009	-	-	-	-	-	-	0.028	-	36	-	-
3.0m	0.00007	-	-	-	-	-	-	0.0088	-	8.3	-	-
4.0m	0.00016	-	0.1	-	-	-	-	0.00031	-	-	-	-
5.0m	-	-	0.4	-	-	-	-	0.00037	-	0.1	-	-
6.0m	-	-	0.7	-	-	-	-	0.00033	-	0.1	0.0058	-
7.0m	-	-	-	-	-	-	-	0.0012	-	1.1	-	-
8.0m	0.00006	-	-	-	-	-	-	0.00010	-	0.2	-	-
9.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-
10.0m	-	-	0.1	-	-	-	-	0.00006	-	0.4	-	-

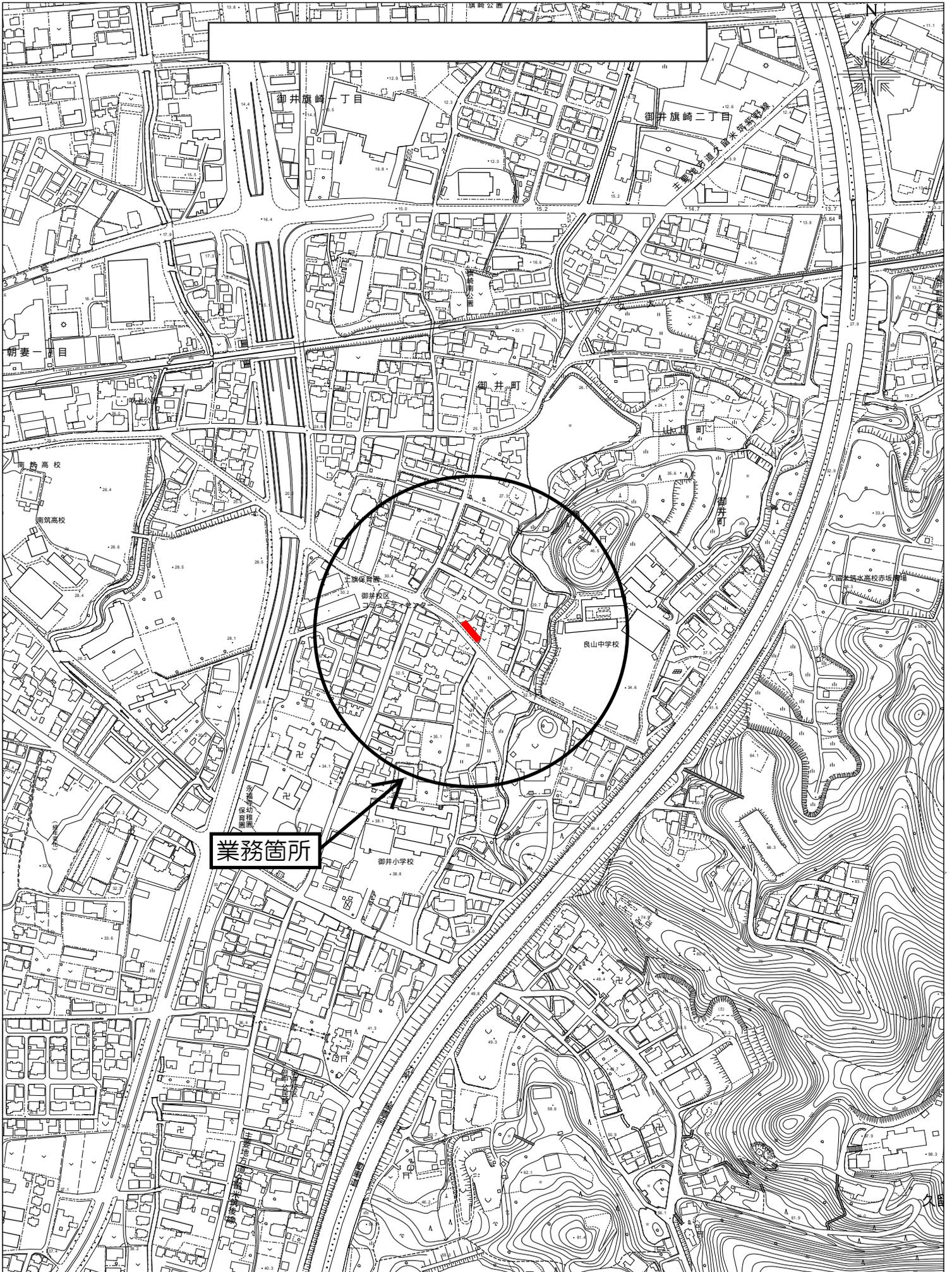
※A-2、A-3地点については、漏出していた水銀と併せて土壌を掘削・除去した後に、真砂土で埋め戻している。

このため、当該埋戻し部分については調査対象外としている(土壌サンプルを採取していない)。

(2) 土壌汚染対策法14条申請の対象“外”の調査 ※追加調査分

採取地点	<建屋 外部>											
	M-1 東側(A-3メッシュ内)				M-2 北側(A-3メッシュ内)				M-3 北側(A-2メッシュ内)			
採取日	令和6年5月下旬				令和6年5月下旬				令和6年5月下旬			
採取物質	土壌		地下水(6.50m)		土壌		地下水(7.15m)		土壌		地下水(9.15m)	
【分析区分】	【溶出量】		【含有量】		【水質】		【溶出量】		【含有量】		【水質】	
分析物質	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀	水銀及びその化合物	アルキル水銀
表層	0.00026	-	0.6	-	0.0010	-	0.9	-	0.00082	-	0.8	-
1.0m	0.00008	-	-	-	0.00010	-	-	-	0.00013	-	-	-
1.5m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.0m	-	-	-	-	0.00007	-	-	-	-	-	-	-
3.0m	0.00005	-	-	-	0.00005	-	-	-	-	-	-	-
4.0m	0.00006	-	-	-	0.00007	-	-	-	0.00007	-	-	-
5.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10.0m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-





業務箇所

御井旗崎一丁目

御井旗崎二丁目

御井町

良山中学校

御井小学校

新妻一丁目

御旗高校

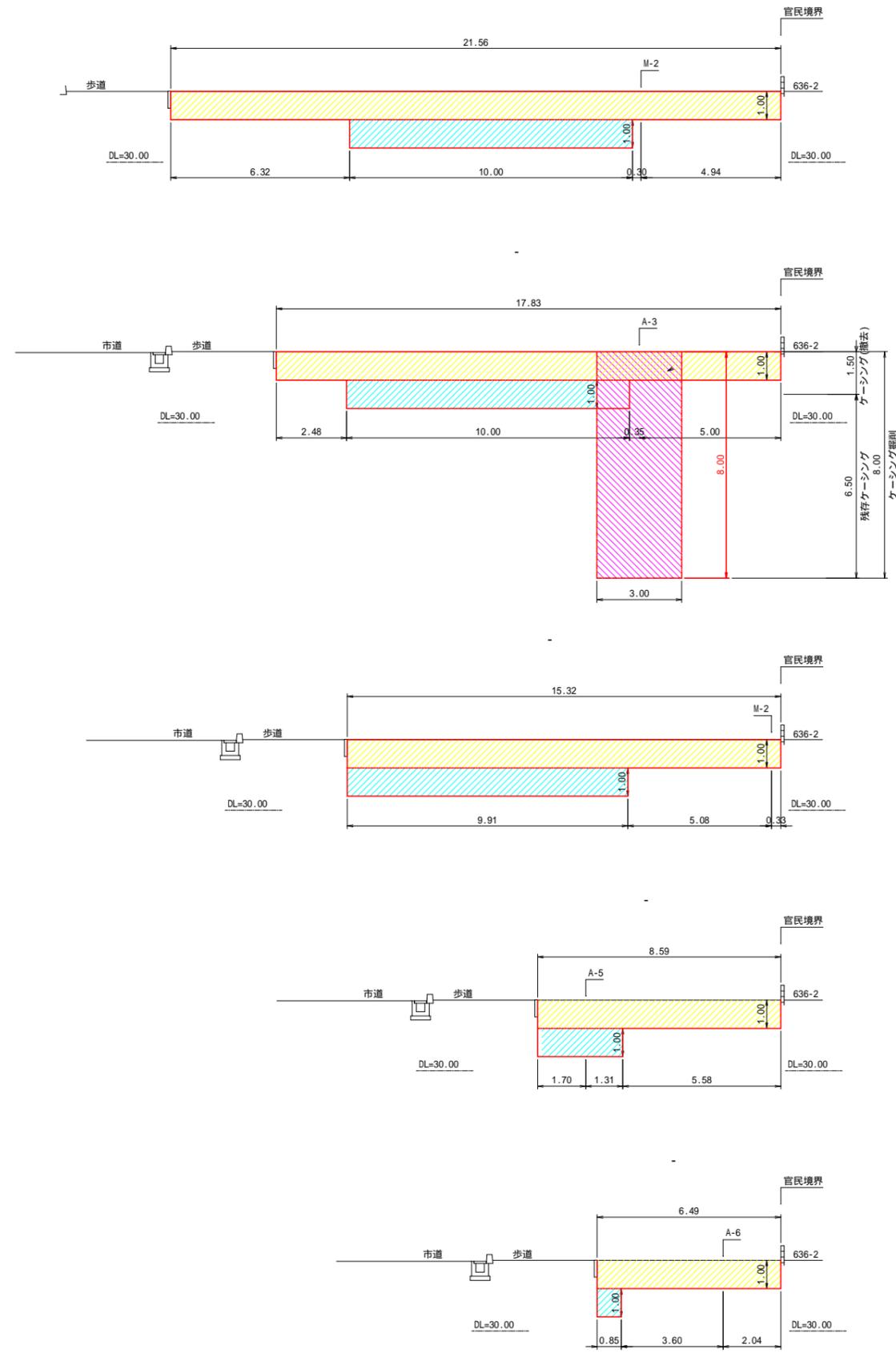
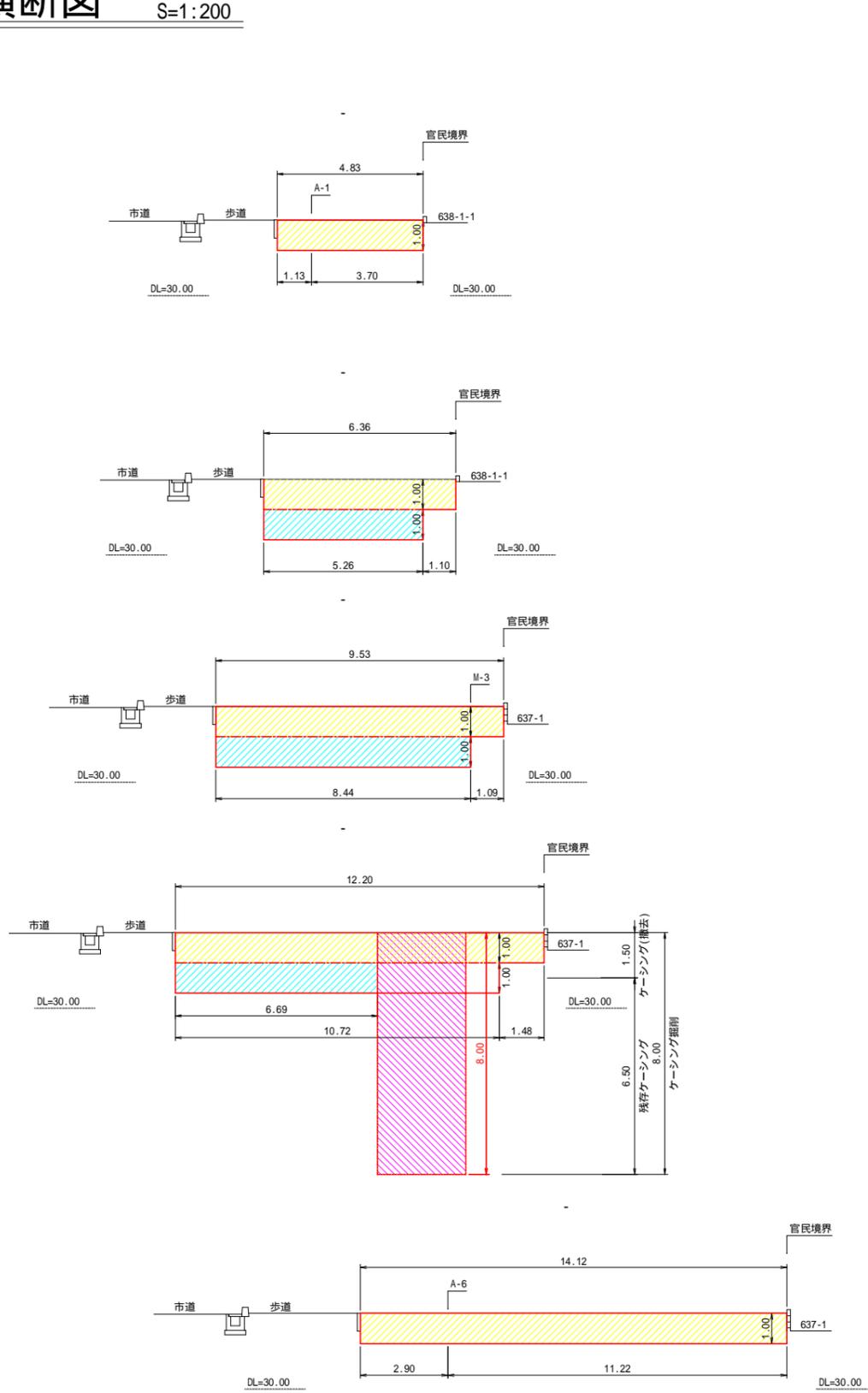
御旗高校

御旗小学校

御旗小学校赤坂

計画横断図

S=1:200



凡例	
H=1.0m	
H=2.0m	
ケージング掘削	

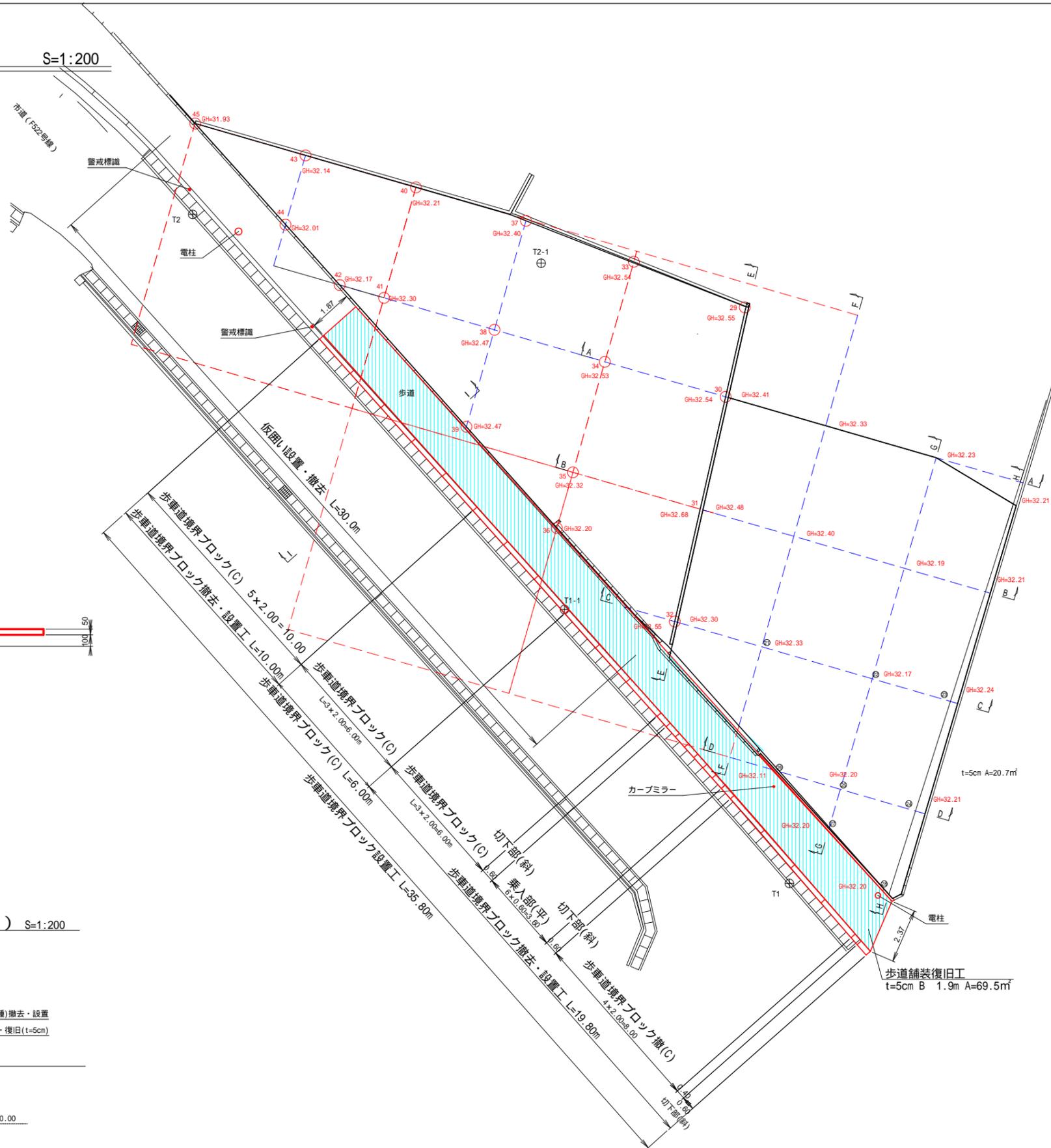
特記事項	業務概要	業務概要
原図 (A3版)		

久留米市企業局						
上下水道部 上水道整備課						
担当	主査	課長補佐	主幹	課長	技術管理者	

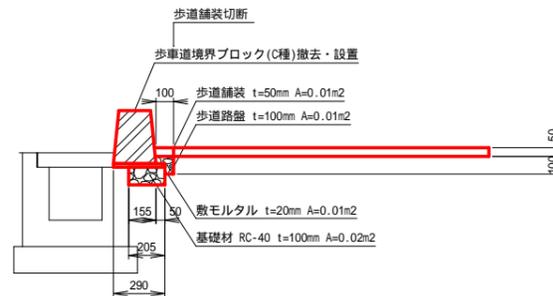
整理	2024-0000-7-2	発注年度	令和6年度
設計	令和6年 12月	事業名	
竣工	令和 年月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託
図面番号	2/7	業務場所	久留米市 御井町 地内
図面名称	計画横断図	竣工者	

撤去・復旧工平面図

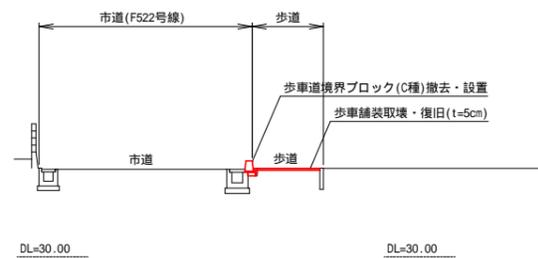
S=1:200



標準構造図 S=1:40



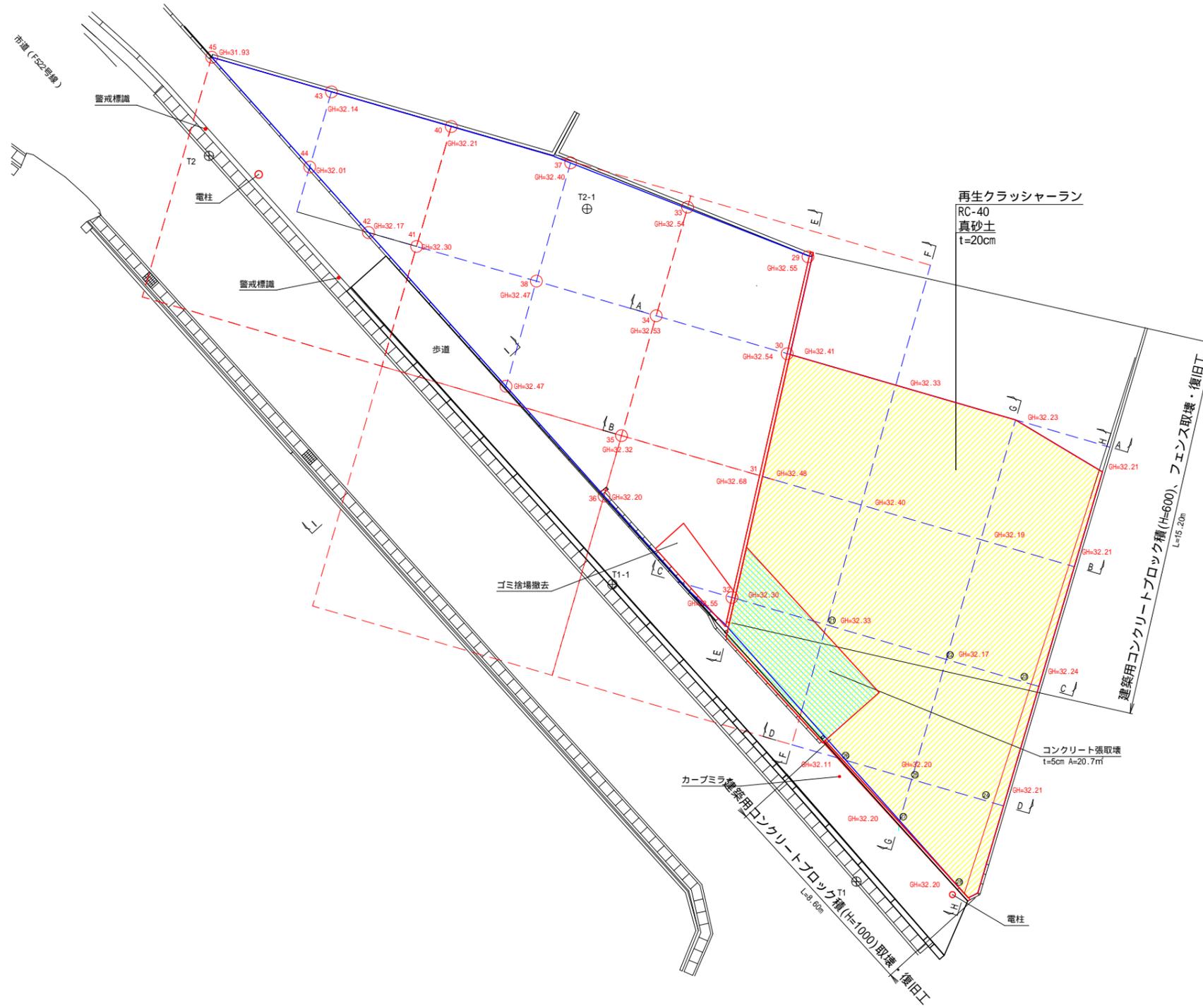
標準横断図 (I - I) S=1:200



特記事項	業務概要	業務概要	久留米市企業局				整理	2024-0000-7-4	発注年度	令和6年度		
-	-	-	上下水道部 上水道整備課				設計	令和6年 12月	事業名			
-	-	-					竣工	令和 年月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託		
-	-	-					図面番号	4/7	業務場所	久留米市 御井町 地内		
原図 (A3版)	-	-	担当	主査	課長補佐	主幹	課長	技術管理者	図面名称	図示	竣工者	-

発生土搬出用地整備平面図

S=1:200

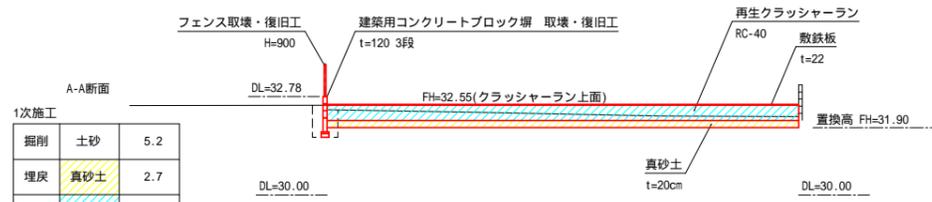


特記事項	業務概要	業務概要	久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課				整理	2024-0000-7-5	発注年度	令和6年度
			担当	主査	課長補佐	主幹	設計	令和6年 12月	事業名	
						課長	竣工	令和 年月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託
						技術管理者	図面番号	5/7	業務場所	久留米市 御井町 地内
原図 (A3版)							図面名称	図示	竣工者	-

発生土搬出用地整備横断図

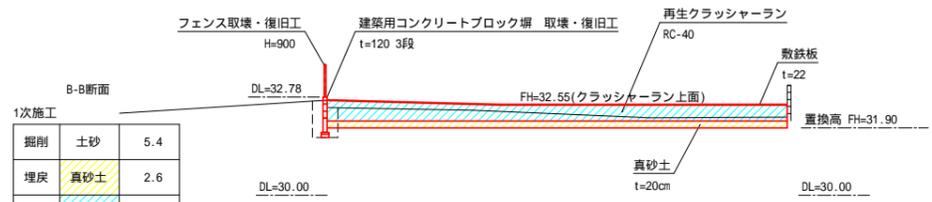
S=1:200

A - A



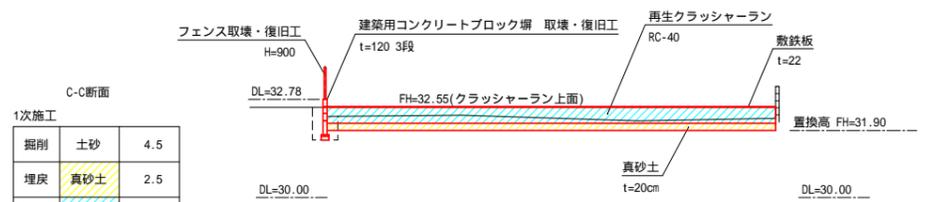
1次施工		
掘削	土砂	5.2
埋戻	真砂土	2.7
埋戻	RC-40	5.9
2次施工		
掘削	RC-40	5.9
埋戻	真砂土	2.5

B - B



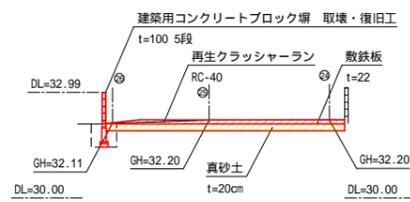
1次施工		
掘削	土砂	5.4
埋戻	真砂土	2.6
埋戻	RC-40	6.2
2次施工		
掘削	RC-40	6.2
埋戻	真砂土	2.8

C - C



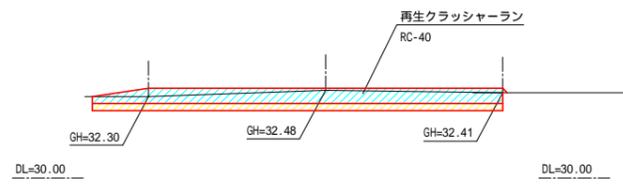
1次施工		
掘削	土砂	4.5
埋戻	真砂土	2.5
埋戻	RC-40	5.7
2次施工		
掘削	RC-40	5.7
埋戻	真砂土	2.0

D - D

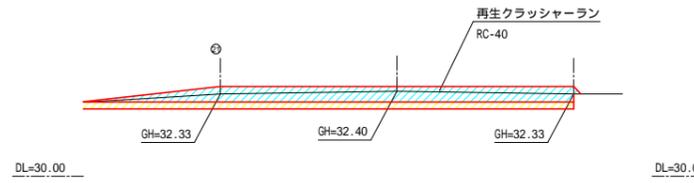


1次施工		
掘削	土砂	1.9
埋戻	真砂土	1.4
埋戻	RC-40	0.7
2次施工		
掘削	RC-40	1.4
埋戻	真砂土	0.5

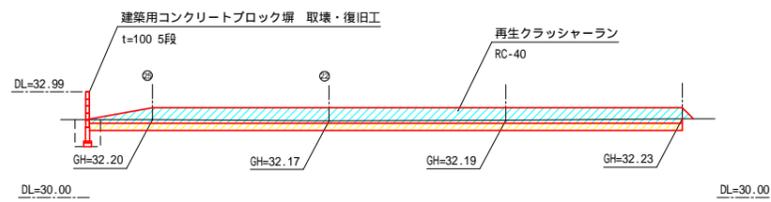
E - E



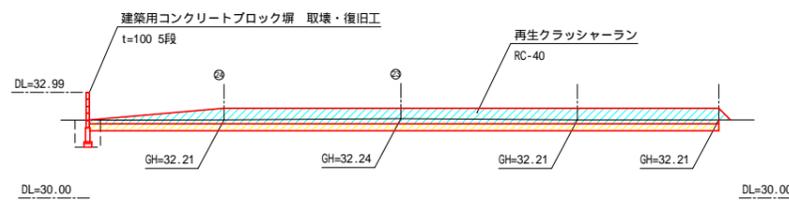
F - F



G - G



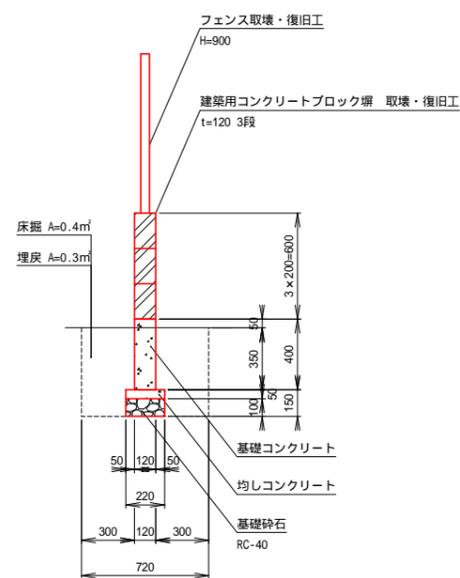
H - H



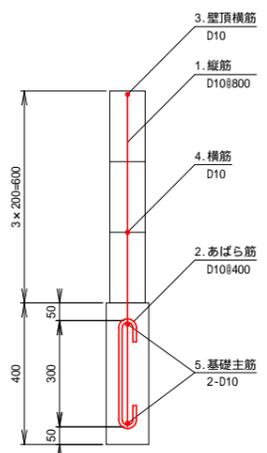
特記事項	業務概要	業務概要	久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課				整理	2024-0000-7-6	発注年度	令和6年度		
			担当	主査	課長補佐	主幹	課長	技術管理者	設計	令和6年 12月	事業名	
									竣工	令和 年 月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託
									図面番号	6/7	業務場所	久留米市 御井町 地内
原図 (A3版)									図面名称	図示	竣工者	-

発生土搬出用地整備復旧構造図 S=1:40

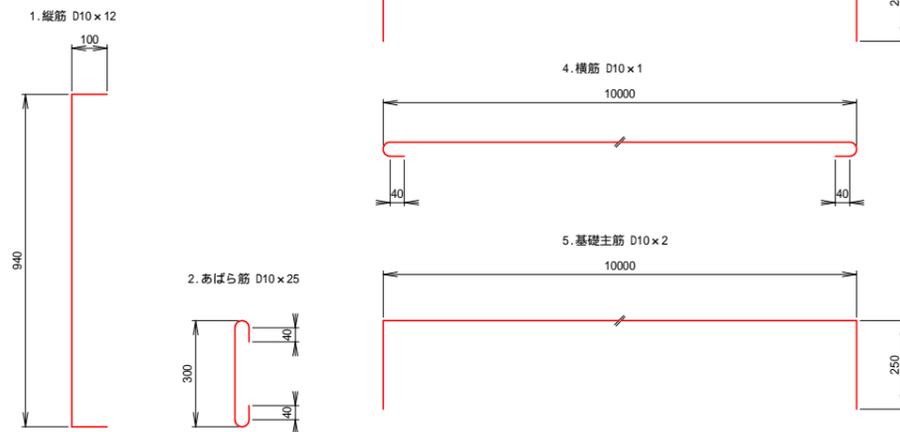
建築用コンクリートブロック塀 取壊・復旧工
L=15.20m



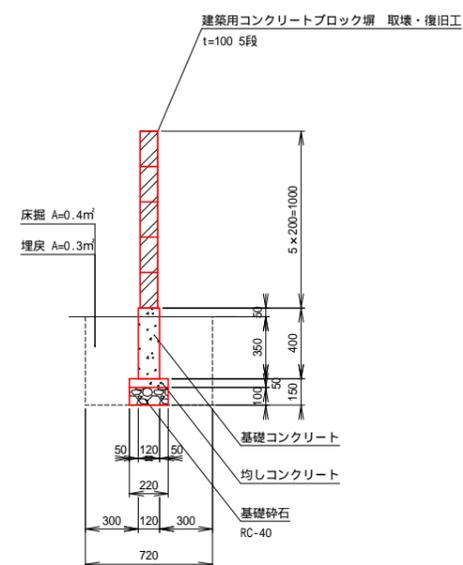
配筋図



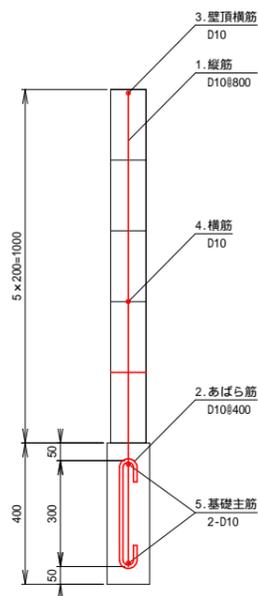
鉄筋加工図(10m当り)



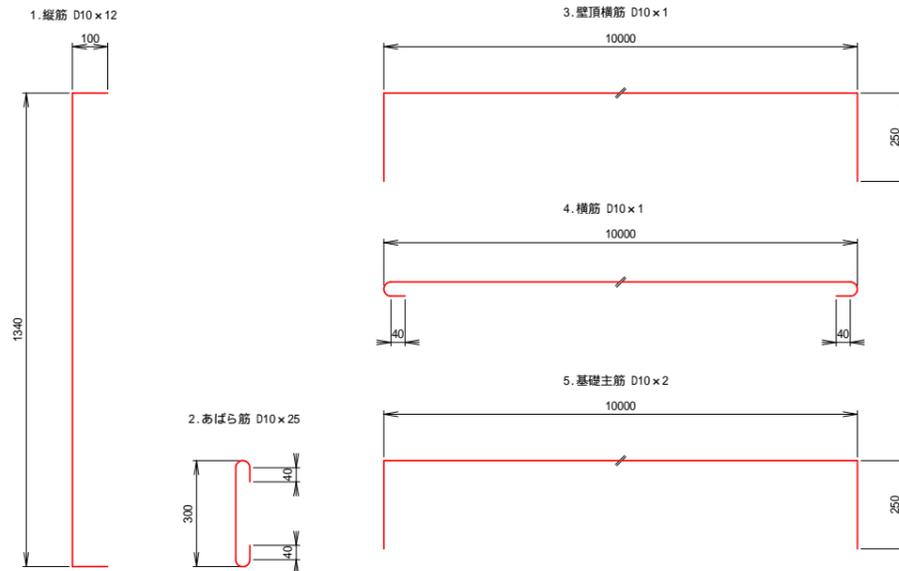
建築用コンクリートブロック塀 取壊・復旧工
L=8.60m



配筋図

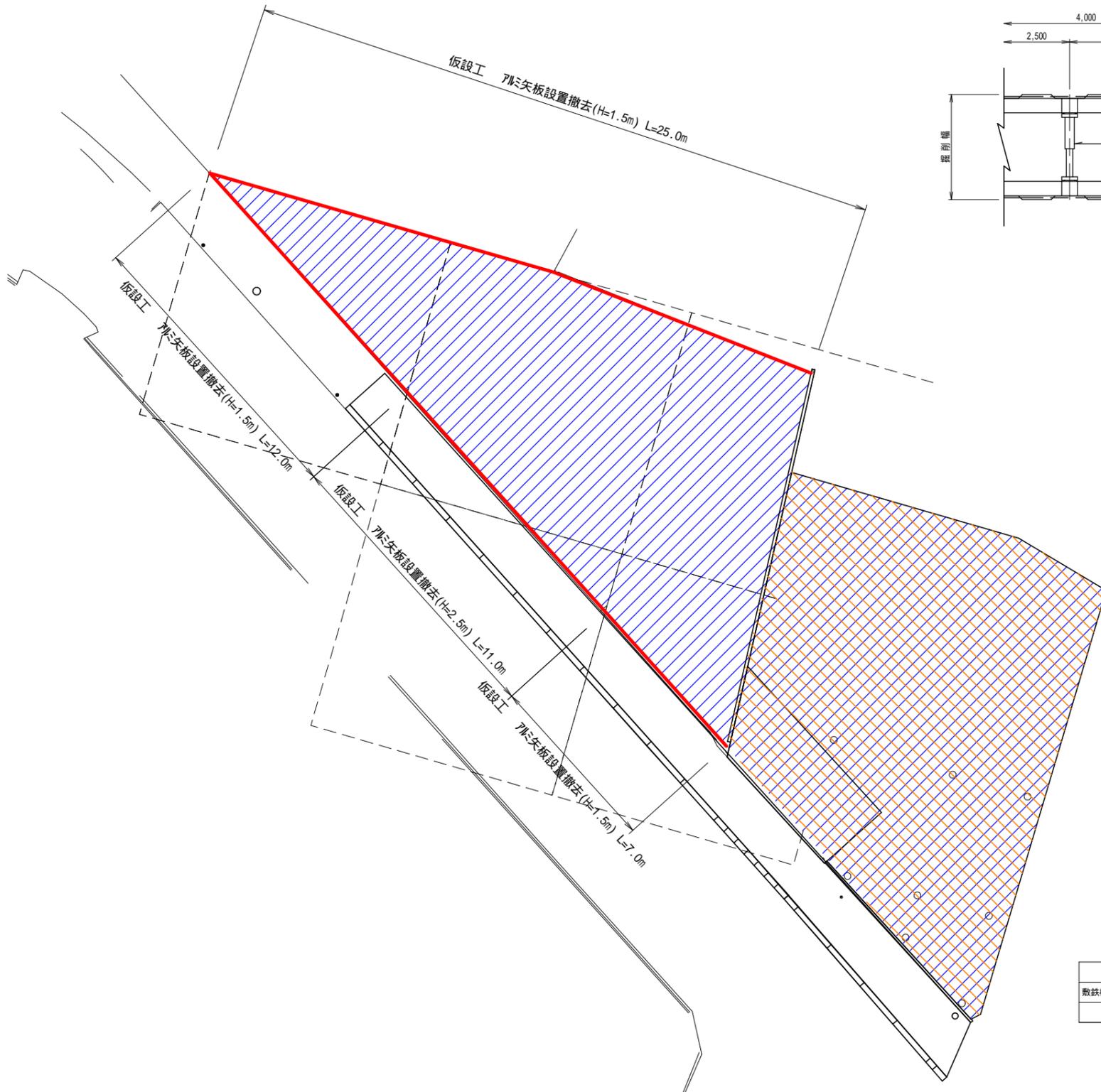


鉄筋加工図(10m当り)

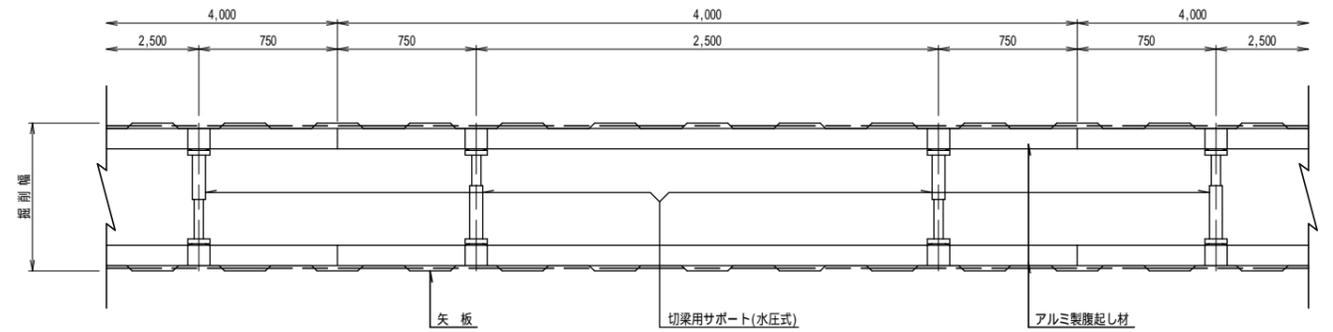


特記事項	業務概要	業務概要	久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課				整理	2024-0000-7-7	発注年度	令和6年度		
			担当	主査	課長補佐	主幹	課長	技術管理者	設計	令和6年 12月	事業名	
									竣工	令和 年 月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託
									図面番号	7/7	業務場所	久留米市 御井町 地内
原図(A3版)									図面名称	図示	竣工者	-

仮設工 (参考図) S=1:200



矢板設置標準平面図

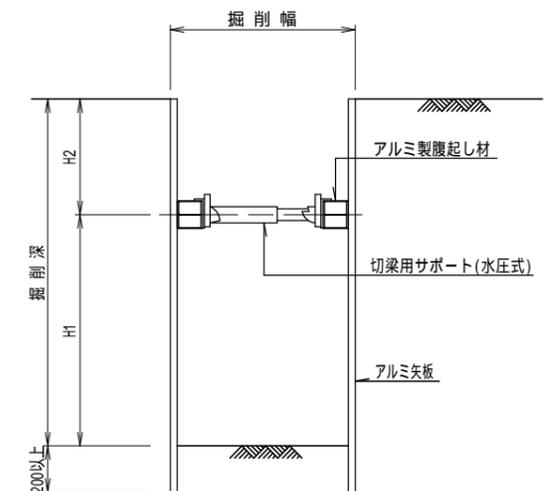


掘削深別矢板使用長

適用	管理番号	掘削深 (矢板長使用範囲)	矢板長	矢板種別	支保設置	断面図
○		H < 1.50m	H=1.5m	アルミ矢板	1段	A
○		1.80 < H < 2.00m	H=2.5m		2段	B
		2.00 < H < 2.30m	H=3.0m			
		2.30 < H < 2.80m	H=3.5m			
		2.80 < H < 3.30m	H=4.0m			
		3.30 < H < 3.50m			3段	C
		3.50 < H < 3.80m				

掘削深さが1.50m以内であっても、自立性の乏しい地山等の理由により施工困難な現場状況の場合は、監督職員に協議すること。

断面図A



特記事項	業務概要	業務概要	久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課					整理	2024-0000-0-0	発注年度	令和6年度	
			担当	主査	課長補佐	主幹	課長	技術管理者	設計	令和6年 12月	事業名	
									竣工	令和 年 月	業務名	御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託
									図面番号	-	業務場所	久留米市 御井町 地内
									図面名称	図示	竣工者	-